

「学びの多様化学校」設置準備委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 第3次生駒市教育大綱の理念を具現化し、全ての児童生徒の多様な学びの場を創出するため、生駒駅北口付近に整備する「学びの多様化学校」の設置準備に関し、具体的な実務事項を検討・協議するため、「学びの多様化学校」設置準備委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 委員会において意見を求め、検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入学選考の基準及び入学までのプロセスに関すること。
- (2) 転入学（編入学を含む）に係る手続及び運用に関すること。
- (3) 学校設置に伴う管理運営上の事務手続に関すること。
- (4) その他「学びの多様化学校」の設置準備に関し、生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、検討会への参加を求めるものとする。

- (1) 生駒市立小・中学校の校長
- (2) 教育委員会事務局職員
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

2 前項の場合において、教育委員会は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により検討会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、検討会委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生駒市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。